

尾張藩十四代藩主徳川慶勝の初期藩内権力

The Power of the 14th Feudal Lord, Tokugawa Yoshikatsu in his Early Rule over Owari Domain

岸野 俊彦 (音楽学部教養部会)

はじめに

幕藩社会において、將軍や藩主の実質的な権力・権限は多様である。幼少時に將軍や藩主になったり、病弱であったりする場合、幕府や藩の運営は、幕閣や家老以下の家臣が行うことになる。成人しても藩主が無能と思われた場合には、藩政の実質から排除される場合もある。形式的には將軍や藩主が最終決済をすることになっているが、藩主が、これを梃子に幕府や藩の運営に自らの意志を貫くのは、困難な場合が多い。本稿では、尾張藩十四代藩主徳川慶勝の襲封時を事例に、この問題を考えてみたい。この問題を考える契機になったのは、徳川慶勝が藩主になり、初めて江戸から名古屋に国入りする時に、尾張藩最高重役、両家年寄(付家老)の一人である竹腰正富から慶勝に出された「諫争録」と題する上書の厳しい内容を見たことである。儒教においては主君に対する諫言は是認されたり、美徳とされる場合もあるが、そのような道徳や思想が現実政治において適用されるのは、それほど容易なことではない。「諫争録」の持っている意味を中心に、慶勝の側と竹腰側の両面から考えてみたい。なお、徳川慶勝は襲封時には慶想を称していた。安政

五年七月に隠居・謹慎となり、万延元年九月に謹慎が解かれると、慶想から慶勝へと改名した。したがって本稿の対象とする時期には、慶想を称しており、慶想で表記するのが正しい。しかし慶勝と改名してから、明治維新、廃藩置県に至るまで、尾張藩・名古屋藩の事実上の藩主としての影響力を持ち続けていたことを考慮し、本稿の表記は慶勝で統一した。

第一章 徳川慶勝の襲封の前提と竹腰正富

第一節 徳川慶勝襲封の前提としての一橋家系養子藩主

徳川慶勝は、嘉永二年(一八四九)に十四代の尾張藩主となった。尾張藩は、九代宗睦で、藩祖義直の血筋は絶える。宗睦は、自身の死後の尾張藩の地位安定のため十一代將軍家斉と、その父親一橋治済と結ぶことを志向した。このため、宗睦は、寛政十年(一七九八)に一橋治国(一橋治済の子、將軍家斉の弟、田安斉匡の兄)の長男斉朝を養子とし、斉朝は宗睦死去の寛政十二年に七才で十代尾張藩主となった。一橋家の血筋の斉朝は、文政五年(一八二二)、十一代將軍家斉の十九男の斉温を養子とし、文政十年に隠居し、斉温を

十一代藩主とした。斉温は八才、斉朝は三十四才であった。この年、一橋治済が死去する。斉朝隠居と斉温の相続は、斉温の父親の將軍家斉と老中首座の水野忠成の意向による。八才で十一代尾張藩主となった斉温は、江戸の屋敷に住居し、一度も名古屋城に入ることなく天保十年（一八三九）に二十才で死去する。この間、天保五年に老中首座水野忠成が死去し、天保八年には、十一代將軍家斉が隠居し、家慶が十二代將軍となつてゐる。しかし、なお家斉は西丸で大御所として実権を保持していた。天保十年の斉温の死去は、家斉の大御所時代である。斉温の後継者について、藩論は二分した。幕府は、斉温の兄で田安家を継いでいた、家斉十一男斉莊を十二代藩主とした。大番組をはじめとした名古屋の藩士は、多く「押し付け養子」として反対し、支藩高須藩の松平秀之助（後の、十四代藩主徳川慶勝）を推した。結局江戸詰の付家老の成瀬正住が責任を取り犬山へ退隠し、反対派の藩士を処分せず、また、幕府も七代藩主宗春の罪を許し、従二位権大納言を追贈して、事態を収めた。この二年後の天保十二年閏一月、大御所家斉は死去し、水野忠邦が老中首座となり、天保の改革が始まる。斉莊の尾張藩相続は二十九才であったが、六年後の弘化二年（一八四五）に死去する。この後継に、田安斉匡（一橋治済の子、十一代將軍家斉の弟）の子の慶臧が九才で尾張藩主となった。実兄に、越前福井藩主松平慶永がいる。慶臧は在任四年の嘉永二年に十三才で死去する。幕府は、慶臧の兄である田安慶頼に継がせようとするが、藩内意見を考慮し、支藩の高須藩主松平義建の嫡男の慶勝が藩主となった。この翌年の嘉永三年に名古屋城御深井丸の新御殿で隠居生活をしてきた十代斉朝が死去する。

以上、九代宗睦死去後は、十代斉朝、十一代斉温、十二代斉莊、

十三代慶臧と、一橋家系の養子が続いた。しかも、十代斉朝は七才相続在位二十七年、十一代斉温は八才相続在位十二年、十二代斉莊は二十九才相続在位六年、十三代慶臧は九才相続在位四年である。幼年で藩主になり、在位が短いことから、藩主とはいへ、実質の藩運営は、付家老の両家年寄をはじめとした重役層が取り仕切ることになる。幕府からすれば、家斉の子どものたちの養子先としては、最も都合な家格であり、尾張藩重役としては、藩内の実権を掌握できること、幕府への「貸し」を作ることによって、自らの栄達を展望できるといふ両者の利益に基づく養子藩主であったといえる。しかし、支藩高須藩からの養子の十四代慶勝は、襲封時に二十五才であり、また、長期にわたり幕府権力を掌握した十一代將軍家斉、その実父一橋治済、老中首座の水野忠成の死去後であったことが、新たな段階の特徴であったといえる。

第二節 支藩高須藩松平家について

尾張藩は二代光友が、実子三人を分家（御連枝）とした。天和元年（一六八一）に、光友の願いにより、幕府が二男義行（撰津守、四谷松平家）を信濃国伊奈郡高取に封じ、同郡および高井郡・水内郡に三万石の新地を与えた。義行は元禄十三年（一七〇〇）、信州の高井郡・水内郡の領地を返還し、新たに美濃国石津・海西両郡に一万五千石を与えられ、美濃国石津郡高須に居を移した。これが、高須藩松平家である。他に、三男義昌（出雲守、大久保松平家）に始まる陸奥国伊達郡梁川藩（三万石）、十一男友著に始まる川田久保松平家（一万石、但馬守）がある。三家の内、大久保松平家と川田久保松平家は、早くに廃絶し、高須藩松平家のみが幕末維新期まで存続した。

高須藩松平家は、五代義柄が安永六年（一七七七）に、本家九代宗陸の養子となり治行と改名するが、宗陸に先立ち死去する。六代義裕は、義柄の弟であるが、寛政七年（一七九五）に死去する。七代を継いだのは、本家九代宗陸の弟の勝当である。本家、高須松平家を合わせて、初代義直の血筋の唯一残された人物である。相続した時すでに五十八才であり、子どもはいなかった。勝当は、六年後の享和元年（一八〇一）に六十五才で死去するが、寛政八年に本家九代宗陸の意向を受け、一橋治済の七男（十一代將軍家斉弟）を養子としていた。八代義居である。義居は十六才で相続し、わずか三年後の文化元年（一八〇四）に十九才で死去する。子どもはいなかった。本家は、一橋治済の孫、將軍家斉の甥の十代斉朝が相続しており、この年、まだ十一才であった。

高須松平家九代は、一橋家系に適当な人材がいなかったのか、水戸徳川家からの養子、義和が継いだ。義和は、水戸藩六代徳川治保の次男である。文化元年、二十八才で高須松平家を相続した。翌文化二年、義和の実父の水戸治保が死去し、兄の治紀が水戸藩七代を相続した。義和の存命中の文化十三年、水戸治紀が死去し、治紀の長男斉脩が水戸藩八代を継いだ。斉脩は文政十二年（一八二九）に三十二才で死去する。この継嗣問題をめぐって將軍家斉の二十一男で清水家を継いでいた清水恒之丞（後、十二代紀州藩主斉彊）を推す重臣と、斉脩の弟斉昭を推す藤田東湖、会沢正志斎等とが対立したが、斉脩の遺書により斉昭が水戸藩九代を継いだ。高須松平家九代義和は天保三年（一八三二）に死去し、次男で三十三才の義建が十代を継いだ。義建は斉昭より一才年長の従兄弟であり、また、義建の正室は、斉昭の姉であった。斉昭を中心とした水戸藩天保の改

革は、高須藩松平家には周知のことであったといえる。本稿が主題とする尾張藩十四代慶勝は、高須藩松平家十代義建の嫡男である。幼名は秀之助。天保十年に尾張藩十代斉温が死去し、十二代斉荘の「押し付け養子」問題で、大番組等の藩士が支藩からとして松平秀之助（慶勝）を推した時、慶勝は十五才であった。高須藩の江戸四ツ谷屋敷に居住し、父親義建や水戸藩主の斉昭の強い影響下にあった。また、義建の弟の胤昌は、天保三年に近江三上藩遠藤家十代胤統の養子（式部少輔）となっている。養父遠藤胤統は、十二代將軍家慶の信任のもと若年寄となり幕政に影響力を持っていた。遠藤家とは親密な関係があり、慶勝の重要な相談相手であった。

第三節 御三家付家老と竹腰家

十四代藩主慶勝に、厳しい「諫争録」を提出した竹腰正富は、どのような家柄、人物であったか見ておこう。

尾張藩に於ける竹腰家の初代は竹腰正信である。尾張藩初代徳川義直は、家康の九男である。母は相応院お亀の方である。相応院は家康の側室になる前に、竹腰光昌と結婚しており、男子がいた。それが、竹腰正信で義直の異父兄にあたる。家康の命で義直に附属し、元和五年（一六一九）に美濃国今尾三万石を知行した。尾張藩では、他に三河以来の譜代で、駿府の家康のもとで加判を勤めた成瀬正成が、慶長十二年（一六〇七）に家康の命で義直に附属し、元和三年に犬山城二万石を与えられ、孫正親の代までに三万五千石を知行するようになった。尾張藩では、成瀬家、竹腰家は「両家年寄」として世襲し、従五位下諸大夫に叙任された。

尾張藩以外の御三家でも、家康の命によって附属し、藩内最高重役の位置にある家がある。紀州藩では、安藤家（紀伊田辺三万八千

石)、水野家(紀伊新宮三万五千石)、水戸藩では中山家(常陸松岡二万五千石)である。紀州藩初代は、家康十男頼宣である。頼宣に附属した紀州藩安藤家初代安藤直次は、家康の側近として武功をあげ、成瀬同様に、駿府の家康のもとで加判を勤めた。同じく頼宣に附属した紀州藩水野家初代水野重忠は、三河刈谷城主水野氏の一族で幼年より家康に近侍した。水戸藩初代は家康十一男頼房である。頼房に附属した水戸藩中山家初代は中山信吉である。中山信吉は、北条氏の旧臣で、異例の抜擢で頼房に附属した。御三家には、成瀬、竹腰、安藤、水野、中山以外にも、家康の命で附属した一万石を越える家臣は、それぞれ何家かあるが、この五家は、それぞれの藩で、別格の扱いをされた。

この五家は、寛政期以降互いに結束して、独立した譜代大名として認められるよう、積極的な家格上昇運動をおこなった^①。十一代將軍家斉、その父一橋治済、老中水野忠成が、幕政の実権を掌握した時代である。五家の家格上昇運動を当初主導したのは、水戸藩の中山信敬である。中山信敬は、水戸藩五代宗翰の九男で、明和八年(一七七二)年に七才で中山家の養子となり家督相続をした。信敬が中山家を相続した時には、兄の治保が六代水戸藩主となっていた。信敬は、享和元年(一八〇一)年に多賀郡松岡に居館を造り、大名としての実質をととのえ、尾張藩の成瀬、竹腰や紀州藩の安藤、水野等と結束を固め、「五家」と称して特別の由緒を強調した。すでに、譜代大名並の格式を与えられ、年始には登城して將軍家に御目見を許されていたが、単独登城は許されず、藩主の披露という形式が必要であった。文化十三年(一八一六)に、幕府老中水野忠成に対して、正式に八朔五節句の単独登城と御目見の許可を願ひ出る。紀伊

家の水野忠奇と水野忠成の同族関係を利用し、水野忠成や一橋治済への接近をはかり、江戸城での詰席獲得をもめざした。中山信敬の次兄の義和は、この頃すでに尾張藩支藩高須松平家を継いでいた。

中山信敬は文政二年(一八一九)年に病気で隠居し、信情が相続する。このため、尾張藩の成瀬家七代成瀬正寿が中軸となって運動を進めることになる。成瀬正寿は文化六年(一八〇九)に相続し、文政二年は三十六才であった。この時の竹腰家は、八代正定で二十八才であった。竹腰家の六代勝起は、尾張藩九代宗睦の弟で、宝暦九年(一七五九)年に二十四才で竹腰家を養子相続した。尾張藩初代義直の血筋は九代宗睦で絶え、支藩高須松平家でも絶えた。しかし、勝起が竹腰家に養子に入り、その血筋は、七代睦群、八代正定と残った。

成瀬正寿は、文化六年の相続から天保九年(一八三八)に五十三才で死去するまで、二年を除き三十年近く江戸に在住し、定府の水戸の中山や紀伊の水野と提携し運動を進めた。この間、紀州藩は文政七年に十代治宝が隠居し、家斉六男で清水家を相続していた二十三才の斉順を養子とし十一代藩主とした。尾張藩は文政十年に三十四才の十代斉朝を隠居させ、八才の家斉の十九男斉温を養子相続させたことは、すでにみた。水戸藩でも、文政十二年、八代斉脩の後継に、結果的には斉昭が九代を継いだ。中山家十二代信守(水戸藩支藩常陸府中二万石松平頼説の三男)ら重役等が、清水家を相続していた家斉二十一男の恒之丞を推したことはすでにみた。この清水恒之丞は、弘化三年、紀州藩の十一代斉順が死去すると、十二代を継ぎ斉彊となる。御三家の付家老「五家」は、それぞれの藩で、家斉の子どもを養子とすることで、「五家」の家格上昇を有利に計

ろうとした。この結果、文政七年には、成瀬、安藤に八朔五節句の単独登城が許され、ほかの三家も順次登城が許された。天保四年には月次登城も許された。

こうした状況の中で、天保期には、御三家藩主は、尾張斉温(家斉十九男)、紀州斉順(家斉六男)が家斉の実子であり、水戸藩斉昭のみが、中山等重役に抗して水戸の血筋を残していた。

第四節 尾張藩十二代斉荘相続問題

尾張藩十代斉温が天保十年(一八三九)に二十才で死去した。この後継をめくり、幕府と江戸詰家老たちは、家斉の十一男で田安家を継いでいた斉荘に決めた。これに大番組をはじめとした藩士たちが猛反発し、高須藩松平家の松平秀之助(慶勝)を推したことは、すでに指摘した。この時の主軸となった江戸詰家老は、成瀬家八代の成瀬正住であった。長期にわたって江戸に詰め大きな影響力を持った成瀬正寿は、前年の天保九年に死去し、正住が跡を継いでいた。天保十年には二十七才である。「五家」の格上昇を目論んだ実力者の父正寿の路線を継承すれば、大御所家斉の子どもを後継とすることは、当然の結論であった。竹腰家は、天保八年に八代正定が隠居し、正富が相続していた。天保十年は二十一才で、まだ若かった。斉荘二十九才、松平秀之助十五才である。将軍も天保八年に家斉が隠居し、家慶が十二代将軍となっていたが、家斉は大御所として実権を掌握していた。また、この時期の老中首座は、沼津藩主水野忠成が天保五年に死去しており、浜松藩主の水野忠邦が勤めていた。この相続に関して、反対派の作った多くの落首が残されている^②。その中には「大変元 西城山 御所丸」「頭取 遠州ヶ浜 松右衛門」「万事 犬山悪之助」「差添 鈴木 丹之助」というもの

がある。「大変元」は江戸城西丸の大御所家斉、「頭取」は、浜松藩主老中水野忠邦、「万事」取り仕切りは、犬山城主成瀬正住、「差添」は、江戸詰家老の鈴木丹後守である。水野、成瀬への批判は厳しい。「行くからに水野成瀬のすへ見れば、はらくれないと人やいふらん」、この段階で、若い竹腰正富は、反対派には期待されていたようで、「つと出て末頼もしき若竹ハ、御代治んと神やまもらん」。反対派の中軸は、大番組、寄合組で「大番組剛勇 世の為に武器をかざりて忠節を、よそに名立ル大番組の組」「寄合勇名 思ふその働きみするはじめぞと、まつ評定により合の組」田安斉荘と松平秀之助には「田安くハ城へ入まい中納言、おそくなるとも殿ハ秀さま」「是からハ公義の縁を田安とも、何れ尾張は高須津の守」と、松平秀之助(慶勝)の襲封を強く望んだ。結局、成瀬正住が犬山へ退隠し事態の收拾をはかった。反対派は竹腰正富に期待し、長岡炉裏番山崎久助外大番組、寄合組等四十余人が連名の「秀之助様御養君之御儀は、国中静謐人氣安穩之第一儀」と、秀之助を斉荘の養君とすべく上書を出した。竹腰正富は、これへの返書で、「秀之助様御養君被仰出候様致度と之趣意(略)御太祖様之筋を以申候時は、当時近くは水戸源文様(治保)之御血筋に而、源敬様(義直)、且御分家御立被遊候瑞龍院様(光友)の御血筋には、不被成御座、左候得ば、前大納言様(斉朝)、源傳様(斉温)御血筋御近き御方様御相続被仰出候儀を、彼是申上候儀は、元より有之間敷儀」と、秀之助が、尾張藩初代義直や支藩を創出した光友の血筋ではなく、水戸の血筋であることから、一橋系の斉朝、斉温の血筋に近い方が相続するのが妥当として、拒否をした。竹腰家は、すでに指摘したように、六代勝起が尾張藩八代宗勝の子(九代宗睦の弟)であり、七代陸群、八代正

定、九代の正富までは、尾張藩初代義直の血筋を継いでいた。支藩とはいえ、血筋は水戸の松平秀之助に対して、竹腰は自分こそ、藩祖義直の血筋であるとの内面の心情が、返書には出ている。しかし、大番組をはじめとした反対派藩士にとっては、期待を持っていただけに、以後、成瀬より竹腰への反発が強まることになる。

第二章 徳川慶勝の襲封

第一節 慶勝襲封時の御三家

落首に「おそくなつても殿ハ秀さま」とあつたように、十二代斉荘、十三代慶藏を経て嘉永二年（一八四九）六月に徳川慶勝は尾張藩十四代藩主となつた。この年、慶勝は二十五才、成瀬正住は三十七才、竹腰正富は三十一才であり、斉荘相続にあたり犬山に退隠していた成瀬正住は、すでに復権していた。また、十代斉朝は、五十六才で存命中であつたが、翌嘉永三年に死去する。水戸藩では九代斉昭が弘化元年（一八四四）五月に鉄砲斉射事件や前年の仏教弾圧事件などを罪に問われ幕府から強制隠居、謹慎を命じられ、嫡男慶篤が十代藩主となつている。しかし、斉昭を支持する下士層の復権運動等により弘化三年謹慎を解かれ、慶勝が尾張藩襲封の同じ嘉永二年に藩政関与も許された。この年、斉昭四十九才、慶篤十七才である。幕府では、十二代將軍家慶のもと、阿部正弘が老中首座となつていた。この年、阿部正弘は三十才であつた。尾張藩と同じく、この年紀州藩でも藩主が代替わりした。三月に十二代斉彊（家斉二十一男）が二十九才で死去し、慶福（十一代斉順嫡子、斉順は家斉六男）が三才で十三代を相続した。紀州藩でも、十代治宝が七十八才でなお存命中であり、治宝は天保八年（一八三七）に、御三家としては異例の従一位権大納言に叙任され「一位様」と称され

ていた。紀州藩では、和歌山で治宝と結ぶ付家老安藤直裕（二十八才）、山中俊信ら「和歌山派」と、家斉の子十一代斉順、十二代斉彊、斉順の子十三代慶福を補佐した江戸詰付家老の水野忠央（三十五才）ら「江戸派」との対立が深まっていた。

慶勝は、嘉永二年六月に襲封して、しばらくは江戸に留まつた。慶勝の国入りは二年後の嘉永四年四月である。

第二節 水戸斉昭との提携

慶勝は襲封してすぐに、藩運営等について水戸の斉昭に「密書」で相談をしている。慶勝密書にたいする七月の斉昭の返翰がある^⑤。内容の第一として、慶勝は襲封にあたり、両家年寄の成瀬、竹腰等、重臣の減禄と権限の縮小を相談した。斉昭は、外の家臣については減禄があつても、五家（成瀬、竹腰、安藤、水野、中山）については、減禄はない。幕府の閣老は、時々代わるが、五家は代わらず、次第に権威が強くなり、「私門」を張るようになる。そのような者がいると、これに媚て立身を望む奸臣も自然と出てくる。水戸の場合、例外的に中山源良の代に、養子の三郎を他の家臣通り二万石の中より五千石を減禄したことがあるが、この外、尾州、紀州共に五家の減禄はない。これについては、一々御答もできない。先日も四ツ谷（慶勝実父松平義建）よりもこの件について云つてきているが、直接会つた時に話をしようと考えそのままにしていると記す。斉昭は、成瀬、竹腰の減禄に手を付けることは困難だとみている。斉昭は慶勝に、国許より味方になる「有志」を呼び集め、江戸にいる「有志」とともに、要路の役々を「有志」が占めるようにならなると、とても思うような仕事はできない。これが急務肝要で、十奸中四、五人入れかえすれば、他の奸臣も「有志」の面をかぶるもの

である。両家年寄が本であるが、根が枯れば葉も自然と散乱するものであると論ず。成瀬、竹腰派を重要な役職からはずし、慶勝支持派の「有志」に代えることが、困難な減祿を目指すより現実的だと教示するのである。

内容の第二は、存命して、名古屋に在国している十代藩主の斉朝との関係である。斉朝は名古屋では、なお隠然たる影響力を持っていた。斉昭は、慶勝に相続の上は一刻も早く、斉朝の御機嫌伺いをし、意向を伺うのが「御孝道」と教示する。そして、名古屋の斉朝に一言も相談せず、「私」に幕閣と交渉し藩政を取扱う重役たちは臣下としてあるまじきことであり、江戸城に登城した時には、老中を残らず部屋に呼び、斉朝と重役たちの件について、また、帰国（御暇）の件について、直接話をすることを勧めている。江戸では実父の松平義建、名古屋では事実上の養父である十代斉朝を後ろ盾とすることで、両家年寄をはじめとした重役と対抗しようとした。

第三節 嘉永二年二月の竹腰正富「諫争録」の内容と意義

襲封して、江戸で水戸斉昭や松平義建等と、藩政の主導権を掌握するための人事刷新等の方策を練っていた慶勝が、嘉永四年四月の帰国が決まった。これを受けて二月に、国許にいた竹腰正富は、慶勝の主導権掌握を牽制すべく「諫争録」と題する上書^④を行っている。支藩高須藩から養子として藩主になった慶勝への、竹腰正富の強い対抗心が表れている文体なので、以下、全文を紹介し、その後に内容を検討する。

（史料）

「諫争録」

上

謹而奉上候、今般初而御帰国被遊候付而は、御国中一同兼々御仁徳を奉仰候事故、万民ニ至迄難有かり候儀と奉存候、就夫而も尚更御政事御大切と奉存候、乍恐上ニは高須侯之御家ニ御成長被遊、かく貴キ御身ニ被相成候は、御高運恐悦至極奉存候、兎角身貴く相成候得は、以前之事ハ忘勝ニ相成候は普通之人情ニ御座候、上ニは聡明叡敏ニ被為在、其上聖賢之道御好被遊、御文学ニ被為長候間、右等之義は存も不奉寄御儀ニ候得共、御身之御慎御弛被遊候と、御政事之害ニ相成申候、何卒以前を御忘不被遊様ニ、御慎第一と奉存候、御相続引続参議中将宰相御兼任、翌年権中納言ニ被為進候は、実ニ公辺ニも御家を格別ニ被思召候故之御義ニ可有之、是等之儀も御身之御高運而已と不被思召、源敬様を奉始、御代々様之御遺徳と思召候様奉存候、当年は誠ニ御大事ニ奉存候故、下愚之私恐多申上候迄もなく候得共、心付候儀左ニ奉申上候

一 御大国之御政事、何事も御自身ニ被遊候半と被思召候而は、存外思召違ニ相成候事御座候、老臣共初夫々官職を被定置候上は、是程之儀御相談ニも及間敷と被思召候事も、何卒年寄共御側懸等江は、御相談被遊候様奉存候、淤江海者託於船致遠道者託於乗と申候、御大国之御政事ハ、如何程御聰明ニ被為入候とも、奉補候者無之候而は、不相成義と奉存候、又古語ニ任力者固勞、任人者固佚、夫々江御任せ被遊候得は、御徳儀興ゆかしく奉仰、却而御威光も倍増仕候、老臣共も御馴染薄之内は、先は上之御模様を憚り、口を箝ミ勝ニ相成申候、其折柄上よりも御隔テ被遊候得は、君臣和合不仕候、君臣相疑不能備尽肝膈、実治国之大事也とも御座候、乍憚御賢慮被遊候様奉存候

一 御帰国被遊候得は、是迄之御仕来、思召ニ不応義も可被為在候

得共、世俗之弊すら粹ニハ変シかたきものニ候、矧御大国之御法、則容易ニ御改被遊候儀は難成者ニ御座候、古語ニも爲国而数更法令者不法法と御座候、別而矮事ハ御捨置可被遊候、治国譬若張琴大絃急則小絃絶など相見候、夫等之義ハ賢明之尊慮ニ出申間敷候

一 御初政ニは、御家中役々之進退猥リニ不被転、能々賞罰之当ると不当を御訂可被遊、大身之者を標軽之御取扱無様ニ仕度、老臣等変転多候得は、御政事替り下々ニ而は、上之御心動候様ニ存ものニ御座候、一人を罰シ千万人歎ことにハ格別ニ候得共、御大事之ことに奉存候

一 御左右ニ被召仕候者は、至而大切故兼而よく人撰仕候得共、中ニハ心得違之者も出来仕候儀も有之奉恐入候、齊候問於晏子曰、爲政何患、対曰患善惡之不分、公曰何以察之、対曰審左右、左右善則百僚各得其所宜、而善惡分と相見候、朝夕御前ニ侍候故、少しも御機嫌ニ障り候得は、其身勤悪く相成候故、先ハ御機嫌第一ニ相勤候、自然上ニも御心易く、思召ニ叶出頭仕候考も出来仕候者ニ御座候、夫も実心忠信より上を大切と存上、御機嫌第一ニ仕候者と、己か身之爲ニ諂諛して、御機嫌宜と相斗候も有之、夫故入御聴間敷事をも入御聴候、若御左右出頭之者、妄り二事を執威を振候節ハ、老臣とても輒申上兼候者ニ御座候、古人も城狐社鼠ニ譬申候、微物といへとも其憑む一ツあれハ、除之こと猶不易と、是皆勤柄ニ而御威光をかり奉候害ニ候

叙明之御左右ニはなきことなれとも、御心付不被遊候と、御德儀を流候様なる義出来不仕とも難申候

一 上ニは下々を御いたわり厚く、下之難渋は深く尊慮を被惱、御仁恤無勿体儀ニ御座候、古書ニも相見候通、開聖慮納蕩蕩と申候而、

言路を不塞様ニ被遊候ハ勿論ニ御座候、併下々之風説を御好被遊候と相成候へは、又禍之端とも成候事も御座候、上下兼聴ニ無御座候而は相成不申候、唐太宗臣下之魏徵ニ問テ申されしニ、何謂爲明君暗君、徵曰君之所以明者兼聴也、其所以暗者偏信也と申候、御疑惑之儀は其筋々江、御尋被遊候様奉存候

一 上ニは文武を御好被遊、浮屠氏之妄説などは御取用不被遊、誠ニ以難有義ニ奉存候、併何ニよらず御好被遊候筋ニ因テ、諂諛者出来仕ものニ候間、此処を能々御考被遊候様奉存候、別而武事之儀は、近頃公儀より追々御触も有之候間、此度御在国之上は、一際御世話被為在候儀と難有奉存候得共、一体御国は文事より武事流行之風俗故、上ニテ武事御好被遊候と存候得は、下々匹夫之勇を好候筋ニ移易く候、武之本意と申は、孝弟忠臣礼義廉恥の一ツも不欠をこそ可申、殺伐之風ニ流れ候御国風は、不好事ニ御座候、又御武器等余多被為在候得共、当時西洋風被行候ニ付而は、御不足之品も有之、御製造方武官之者よりは頻ニ申立候、道理ヲ以論候得は、御備向之器は御入用之無頓着、御出来相当之義ニ候得共、御納弘之合候御勝手ニ候ハ、尤可然候得共、格外之御跡引ニ而、御用途之財ハ皆御繰合より出候間、則御国民之膏ニ御座候、其膏を絞りて武器を御製造と申事、可然とも不被奉存候、孔子も去兵去食、民無信不立と被申候、眇々ニ御出来可然奉存候、海岸御台場等出来方之儀も、追々取調候得共、何分多分之御入用、且は仕様も取極り兼候間、未タ出来不仕候、勿論如何様ニも御備立候様ニは、不申而は不相成候得共、御領分海岸は容易ニ異船之乗入へき地理ニ無御座候、是も追々ニ御全備ニ仕度候、乍恐水戸前中納言様、格別武事御好被遊、御国政も御革メニ相成候得共、後ニは公辺御首尾も不宜、奉恐入候事ニ御坐

候、ケ様申上候は恐多く候得共、御好被遊候度ニ越え候故之御儀と奉存候、御賢慮被遊候様奉存候

一 上二而御質素を御好被遊難有義、下々迄も自から儉約仕候事、自然之御国風ニも可相成難有奉存候、追々御触も出、御家中初奢華を禁止せられ、分限を守り質素第一と仕候は重畳之義ニ御座候、併余り儉約之御法令厳敷候得は、何之慰一ツもならぬ姿ニ而、繁劇之御奉公仕候者は、少々之保養不仕候得は、病など生し候事も有之候、御家中多く之義ニ而、貧富不齊、又禄俸之余資ハ非非理所得とも相見候得は、贏余を存して銘々分限を不超慰ミは、大筋ニ被成置候様仕度、余り窮屈過キ候得は、御国中之衰微を引出シ、一ツニは却而御法を背候者出来仕候、相弛候而は以之外ニ候得共、分限を不忘正実之儉約被行候様仕度奉存候、右等之儀彼是申上候得は、多端ニ及ヒ御覽も相煩敷奉恐入候、乍去心付候義不申上候も尸録とも可申、世々之厚恩不憚浅陋奉申上候、不才之私、疎鹵之至且は拙文断校ニ而、其恐不少奉存候、只臣が謁赤心候迄ニ御坐候、万一尊慮之端ニも相成候ハ、難有儀ニ奉存候、誠恐誠惶謹白

嘉永四年二月

竹腰兵部少輔

以上、紹介した「諫争録」の内容を要約しておこう。

①上(慶勝)は、高須侯の家で成長し、今回このような貴い尾張藩主になった「高運」は、恐悦至極である。しかし以前を忘れず、身の慎みが第一である。相続してすぐ参議中将宰相兼任、翌年に権中納言に昇進したのは、自分の高運のみと思わず、初代義直以来の代々の遺徳と思うこと。

②御大国(尾張藩)の政治は、何事も自身で行わず、年寄や側懸りには必ず相談すること。

③帰国後、是迄の仕来りが思いとは異なっていることがあっても、御大国の御法は容易に改めることはできない。小さなことは捨て置くことが大切。

④初政は、家中の役々を猥りに轉換しないこと。家老はじめ大身の者を軽く扱わないようにすることが大事。

⑤側近に召使う者の中には、自分の身のために諂って、御機嫌取りをする者もいる。御機嫌取りのため、側近の勤め柄を以て、御威光をかり威を振るう場合には、老臣とても、口を出しにくいものである。これに気づかぬと、徳義を汚すことも出るので注意されたい。

⑥下々の難渋に深く心を悩まし、その言路を塞がぬことは大切である。しかし下々の風説を好むことで、禍の発端となることもある。上下両者から兼聞くことが必要である。

⑦武事の件、公義よりも御触れもあり、在国の上は一層の整備をされると思う。武の本意は、孝弟忠臣礼義廉恥を欠かないことであり、殺伐の風に流れることは好ましくない。また、武器は多くあるが、西洋風に轉換しようとするとの不足の品もあり、製造方の武官からは、頻りに申立があるが、財政上の困難からすれば、無理な武器製造をすることもないと思う。海岸御台場築造の件も取調べているが、多分の入用のため、まだ出来ていない。御領分海岸は容易に異国船が乗り入れが出来ない地理であるが、追々全備したい。

水戸前中納言(斉昭)は、格別武事好みで藩政改革したが、幕府とは不首尾、不宣であった。そのようにならないよう、武事御好みも度を越さぬことである。

⑧追々儉約の触れが出ると思うが、余り儉約を厳しくしない方がよい。分限を越えない慰みは、大筋そのままになし置きたく、余り窮

屈にすると、国中の衰微にもなり、却って法を背く者が出ることになる。

以上、竹腰正富の慶勝への「諫争録」の要旨を紹介した。竹腰正富は、天保十年の斉荘襲封時に、支藩高須藩の松平秀之助（慶勝）の本藩養子には、支藩とはいえ、すでに水戸の血筋になっているとして否定していた。正富の内心には、尾張藩八代藩主の子で、九代藩主宗睦の弟、松平勝起が竹腰家に養子に入り、六代竹腰勝起となり、九代竹腰正富は、その直系である。支藩を含め尾張藩内における、初代義直の血筋を残した唯一の人物である。家康から附属された、両家年寄としての立場とともに、慶勝より血筋的に、自分の方が正統性が高いとの思いが、慶勝にたいする「高運」との表現に表れている。また、以前を忘れず、身を慎み、藩政を自身で決定せず、何事も年寄以下重役に相談するよう求めているのも、一橋系養子藩主のもとでの実権の継続とともに、慶勝に対する強い対抗意識を見ることができる。また、慶勝の相談相手である水戸の斉昭が、幕府から隠居、謹慎を命じられたことも挙げて、牽制をするのである。

第四節 老中首座、阿部正弘との提携

すでにみたように、水戸斉昭は、藩内の主導権を掌握するには、成瀬、竹腰の減祿でなく、慶勝支持派を固め、両家年寄派の重役と入れ替えることを示唆していた。しかし、竹腰より、重役の転役を勝手にしないようにとの釘を刺されている。この中で、慶勝は、江戸詰家老の佐枝将監と中西筑前守の解任を人事の最大の課題だと考えていた。養子藩主の慶勝が、これを藩内勢力の力関係の中で実現することは困難である。そこで、慶勝が頼ったのは、老中首座の阿部正弘である。嘉永四年十一月の阿部正弘への「内書」^⑤から、そ

の関係について見ておこう。慶勝は国入りする前に阿部から藩政についての指導を受け、「穏やかに」と、性急な改革軋轢を止められていた。しかし、尾張藩の内情を訴えることで支援を頼んでいる。その内容を以下に要約する。

① 中西筑前守、佐枝将監は、「邪曲の小人」「言語道断の人物」である。右の者を家老にしておくと、正路の政治は行われず、人々の信を失い国人に見放される。

② 中西、佐枝両人は、口には財政困難をいうが、自分では花見遊山等をしている。成瀬に聞くと、先例のあることと答え、不都合千万である。

③ 両人が度々幕府へ拝借金を願っている。この件は、自分は三万石の家から出て、本家を相続し大國拝領の上、数十万の拝借金を願うのは、恐れ多いと思うが、両人は、幕府に自由に拝借金を願うのを自慢顔にし、両家年寄を幕府への先手に使い、勝手次第にしており不埒至極である。

④ 十二代斉荘の時代も両人が家老であった。中西、佐枝、の外、松村新兵衛、津田縫殿、武野新左衛門等は、斉荘が勘定所に来た時、「金子ハ如此沢山」あり、「思召の俵」と詔言を云い無駄使いをさせた。斉荘は、鳥や茶器が好みであったが、金銀に不案内であった。それを彼等が大国なので当然と、大金で買上をさせた。十三代慶勝は、幼年であったので、儉約切ツメをしたが、両人は、囃子、妓女、権門に取入り等、不忠言語に絶えざることであったし、現在も同様である。

⑤ 以上の状況を厚き御評議を以て、両家の者を呼出し、善、不善を正し、賞罰を吃度いたす様、両家の者相談にて取り扱よう、嚴重

の御沙汰をしていただければ、忝なき仕合である。

以上、慶勝は、中西、佐枝の解任人事を自ら行わず、彼等の罪状をあげて、幕府の評議のもとに、老中から両家年寄に指示して、実現をはかろうとする。中西、佐枝の背後には竹腰がいるが、竹腰には触れず、松村新兵衛、津田縫殿、武野新左衛門をあげている。中西甚五兵衛(弘化元年から筑前守)は、天保十年(一八三九)から家老。佐枝将監は、弘化元年(一八四四)から家老。松村は、天保九年から同十四年の間、勘定奉行、同十四年からは用人。津田縫殿は、天保十二年から弘化二年まで家老。武野新左衛門は天保十三年から用人を勤めていた。いずれも、十二代斉荘、十三代慶藏時代の重役である。

他方、長期に江戸詰家老として、幕閣とも人脈のある中西、佐枝等は、慶勝の人事に対し不当を訴える可能性がある。これについて、翌十二月に再度阿部に書状^⑥を送り、注意を喚起している。その内容を以下に要約する。

①国許にて調査したところ、財政困難は著しく、藩政一変しなくては取続ぎができない。しかし、兼ねての警戒により、手を出さずにいる。しかし少しは模様替が必要である。これを独断でなく、国許の付家老成瀬をはじめ、家老、側用人と相談して取り計らうと思う。しかし、江戸詰家老共は、これを弁えず疑惑を持ち、私意を以て幕府に反対の内達することを心配している。万一そのような場合には、この事情を御含み置きいただき、取り扱わないようにされたい。

②尾張藩の家臣の性質については、すでに内密に申し上げた。しかし、家臣武野新左衛門は、内密の下役等の目付で、「陥諛」の者であり、幕府御密下役の者に沢山懇意の者がいる。このため、幕府御

密筋からの情報は、家中の善悪を不正に伝えている可能性がある。御庭番等に申しつけ、改めて尾張藩の人物について吟味し、御承知願いたい。

慶勝の文面からすると、両家の内、成瀬は国許にいて慶勝に協力的に見える。慶勝は、江戸詰の重役の問題があるとし、中でも武野新左衛門は、尾張藩隠密目付で幕府隠密とも通じていると指摘し、特に注意を喚起している。

第五節 若年寄遠藤胤統との提携

慶勝は結局、佐枝将監を嘉永五年(一八五二)閏二月に、中西筑前守を同年八月に解任する。慶勝は、藩内では成瀬を味方に付け、側用人水野惣右衛門や家老の石河出羽守と謀り解任した。側近の田宮弥太郎(如雲)に次のような書状^⑦を出している。

「今日、水惣(水野惣右衛門)の事二付而者、同人よりはなし候事
二申候間、定而筑(中西)の口上御聞可有之と存候、竹(竹腰)も
矢張同穴にて、今般帰国之節も万事隼(成瀬)江引合置候と存候処、
今般裏切之体二相成候間、竹(竹腰)并筑(中西)将(佐枝)之輩、
怫然と忿怒を起し候事と相見申候、(略)隼(成瀬)参府後竹(竹腰)
と面談之節も、甚迷惑之趣二相見得候こそ幸也、何れ来陽御参府二
ハ隼(成瀬)之味方無之而ハ不参趣にて、出羽(石河)ハ其余分二
ハ江戸二罷在候事二付、今一人之処ハ千村十郎右衛門仲泰)
等ハ味方二相成候事二付、其処より申聞候ハ猶更千善とも存候、委
細之義ハ水惣(水野惣右衛門)よりはなし候事二付、一ト通申入候」
竹腰、中西、佐枝は、成瀬の裏切りにより解任されたと、大いに
腹を立てていると慶勝は記す。それとともに成瀬と竹腰に溝ができ
たことは「幸」という。いずれにせよ、成瀬を味方にすることは慶

勝にとって重要であった。また、江戸では石河出羽守（一万石）の外、千村仲泰が味方になるといふ。慶勝は千村仲泰を家老にしようとするが、竹腰等の抵抗で失敗している。

中西、佐枝の解任について、嘉永五年八月に慶勝は水戸斉昭に「中西筑前守并佐枝将監義も加判免許申候（略）小佞物も退散二相成候次第にて少々ハ安心之場合ニ相成り可申と奉存候、猶更御教導奉願候」と、解任が実現しての安心と今後の教導願を書き送る。斉昭は、これをうけ「中（中西）佐（佐枝）加判御免之儀、奉感服候、右様大奸を退け之上ハ、小奸ハ風靡可仕と御安心之由、不日ニ御善政ニ立帰り候半、為御国拝賀候」と、解任の実現を喜び、善政に向かうであろうと返信する^⑧。しかし、慶勝は、まだ中西、佐枝の反撃を恐れていた。

嘉永六年（五年か）慶勝から若年寄遠藤胤統に宛てた書状案^⑨が残されている。要旨は以下のものである。

①中西、佐枝は要職を失い残念に思い、種々工夫をめぐらし復職を計っている。

②兩人退職後、藩政が好転し万民帰服という状況では、彼等の復職はない。藩政が悪化し、万民辛苦であれば、自然幕府も配慮し、現在の重役を退け、以前の重役の兩人を復職させる方がよいとの示唆をすることがある。兩人が、これを巧むのは必然である。

③此節、幕府の奥、表とも、枢要の筋道へ、慶勝在国時の悪政、万民惑乱など、誠らしく讒訴することもある。万一、それらの讒訴が先人となり、幕府から慶勝へ指導が入るようなことがあつてはならない。

④そうならないように、尊老公において御含み、幕府要路へ、御防

禦等なさるよう、御申上くださるよう御願いしたい。

慶勝が、藩内重役の人事について幕府老中首座阿部正弘を頼みにし、重役の悪政を訴え幕府からの指導に期待したように、解任された重役も、幕府要路との手筋を使い、藩主慶勝の悪政を訴えることで、幕府から藩への指導に期待した。これへの対抗策として、慶勝は、父松平義建の弟の遠藤胤昌の養父である、幕府若年寄遠藤胤統の幕府要路への根回しを依頼している。

第三章 両家年寄と五家への対応

第一節 両家年寄座元交代への対応

尾張藩では、両家年寄の成瀬と竹腰は、一方が国元にいる時は、他方は江戸詰というのが、原則であった。慶勝襲封時には、両家の国元と江戸との交代は、藩主が国元にいるか、江戸にいるか関係なく、江戸で会合し引き継ぎを行っていた。慶勝は、自分が江戸にいる時は問題がないが、国元にいる時には、藩主である慶勝抜きで、両家が引き継ぎを行うのは不都合であるので、両家の引き継ぎは、藩主慶勝のいる場所で、必ず慶勝を交えて引き継ぎをするように改革したいと考えた。嘉永六年（一八五三）年四月に老中阿部正弘に「極内密御願」の書状^⑩を出している。要旨は以下のものである。両家は「上もなき重臣」にて、藩主と両家が一致でなくては、「惣家中」の「動搖」ができ、「政化の妨」になる。両家交代の引き継ぎは在府、在国とも必ず自分の座元において「三人同座」で「談判一決」の上行いたい。この件について同意下されば、「公府（幕府）の御発起の御振」にてよろしく御願いしたい。本来なら、こちらで決めて内達の上、御決済していただくのが手順であるが、それは少々不都合なので、なるべくは「公府の御発起」にて相談していただ

れば、「以後の基本の固りも宜」なり、是非御願したい。この方が都合のよいことは、成瀬には兼々話していることである。これを見ると、両家の座元交代は、成瀬は了解しているようであるが、慶勝からの提案では竹腰の反対が強く、これについても幕府からの提案という形式を取り竹腰を納得させることを意図している。この件については、老中阿部への「極内密御願」とともに、やはり若年寄遠藤胤統へ幕閣内への根回しを依頼している。六月の遠藤宛慶勝書状案^⑥の要旨は、①両人の交代の件は、先月幕府に申し入れた。②十七日に阿部へ内談取計りになり、二十九日に呼出があり家老の鈴木主殿へ希望通の通達があった。③このようになれば、「両地政事向一致の基」ともなり「本懐の次第」④ことに「公府より発端の訊」になり「後來の爲にも宜敷」実に忝なき仕合わせである。⑤この件については、「何角と働の事共筆紙に」述べ難きことである。⑥この書状を見ると、遠藤の働きが大きく、幕府からの発起という希望通りの結果になっている。

慶勝が、幕府からの発起で竹腰を押さえるという方式をとったように、竹腰も同様な方式を取るのではないかと慶勝は危惧している。この年十一月の水戸斉昭宛の書状^⑦で慶勝は次のように記す。

「兼而御承知の通、竹兵（竹腰兵部少輔正富）共も狡黠にて、自身智ありと致自用候処有之、是迄の奸党癖ぬけ不申、並に鈴木主殿ともに、全体彼党の処、無余儀訳柄にて只今にては加判も申付置候得共、是は御存知の通、江戸定居の姿にて、公辺統柄も多、久世（老中久世広周）杯も近親にて、動もすれば如何の内訴仕間敷共難申（略）阿閣（阿部正弘）杯にても、只内訴一通の義を事軽に信用致し、公辺より御内意御声掛り杯と申義、度々被仰出候ては（略）甚心外の

儀（略）家来とも自分勝手の義を、公正らしく申掠め候哉の程、甚無覚束奉存候付、（略）程能相含居もらひ度、是又極密奉願置候」中西、佐枝の家老解任の後も、竹腰は、家老の鈴木主殿と結び、慶勝に敵対をしているようである。鈴木は江戸常詰であったようである。幕府要路との姻戚関係も多く、老中の久世広周とも近親である。このため、老中に内訴することも考えられ、阿部も安易に信用し、結果、幕府よりの内意として指導が入るようでは、困ったことであると、慶勝は斉昭に訴え理解を求めている。

第二節 五家の問題について

五家の家格上昇運動についての天保期までの動向については、すでに述べた。慶勝が襲封する嘉永期について、御三家と五家の関係を見ておきたい。

五家は、天保期には譜代大名並の八朔・五節句の登城、月次登城を実現していた。しかし、五家が御三家の藩主を通さず、幕府から直接叙任される件や、江戸城内詰席獲得の件などは、実現していなかった。嘉永五年（一八五二）になり、火災で焼けた江戸城西丸が再建され、十二月二十一日、將軍継嗣の家祥（翌嘉永六年六月に十三代將軍家定）が西丸へ移った。これに先立ち五家は、幕府に太刀馬献上と江戸城詰席の内願をしていた。嘉永五年の御三家藩主は尾張が十四代慶勝、紀伊が十三代慶福（十代従一位大納言治宝が十二月七日まで存命）、水戸が十代慶篤（九代斉昭が謹慎を解かれ藩政参与）の体制で、付家老五家は、尾張が成瀬正住、竹腰正富、紀伊が安藤直裕、水野忠央、水戸が中山信守であった。

五家の内願はすでに幕府の評議に入っていたようで、慶勝は、水戸の斉昭と遠藤胤統、胤昌に指導と対応を依頼している。遠藤へ

は^⑧、十二月十一日「神君（家康）彼等の祖先を三家へ御附属の御主意、并に彼等の祖先御附属蒙仰候心得は、古記共にも有之候通、其主人家への奉公筋のみ、一凶に忠成を尽し、敢て少しも他心有之儀にては無之、まして平大名の真似等は思も不寄事に候」と、五家附属に対する家康の意図は、あくまで主人家への忠誠にあり、平大名への望みなどは「神意、祖意」ではないので、これをよく理解して、評議をしてほしいという。慶勝は、この件は、老中阿部正弘に「内密申入」をするつもりであつたが、阿部とは、貴老ほどの間柄ではないので、五家の者が「右閣老へ深く立入居候節」は、「洩露」の心配もあるので、見合わせた。もし、御同意なら、貴老の了簡で、御取り計りを願いたいと記す。五家の内願は、本来、御三家各藩主の了解が必要であり、慶勝自身が、成瀬、竹腰に反対を表明するべきことである。しかし「拙家両家の気分」につき「無余儀訳合」があり、御願いするという。同様の立場は、水戸斉昭への書状^⑨でも表明されており、五家の内願の拒否は、「貴館御主位と被為成、拙義は客位に為御立被下」と水戸斉昭主導で御願いしたいという。こう言えば何かと「貴家へ託し遁候様」に思われるが、藩内事情を理解してほしい。その内容は「相続後いまだ間も」なく、家臣との間も苦勞して、わずかに小康に至つた。ここに「彼等第一の心願ししを」自分の了簡で挫折させたら、「本の如く背馳の姿に」なるべく、そうなると「国政取締」が難しくなるといふものである。遠藤への「無余儀訳合」もこの内容であらう。慶勝は、自分が表に立たないで御三家がこの件で合意し、合意を理由に、水戸の中山を通じて出願の差止を計ろうとした。宛先不明（斉昭か）の書状では、小石川（水戸慶篤）から中山へ、「三家申合の趣」にて「出願は差支候趣」

を命じてもらうようにしたい。また、紀州一位公（治宝）へは、水戸、尾張両家相談の上、今般五家詰席の件は、出願しないことになつたので、「為御承知申上候旨」を言上したいと記す。この件については、紀伊治宝から、水戸慶篤、尾張慶勝宛ての「御密書拝閱」との返書^⑩がある。要旨は、五家の詰席（間席）の件が、不通の場合には、元日の朝の「御盃」を従来は、旗本の次であつたのを、諸大名の次に「頂戴」を願うであろうとの「御密翰」の趣は承知した。先達て以来水野、安藤が毎々申出ているが、「拙老（治宝）」は「了簡」もなかつたので、願通りにと閣老へ申入れさせた。今度の件は「御両公御賢慮次第」によりしく取り計ってほしいというものであつた。紀州藩の場合は、藩主の慶福が六才の幼少、治宝が八十一才の高齢という事情が、付家老水野、安藤への依存を高めており、水戸や尾張ほどの五家問題に厳しい立場を取っていなかったと思われる。紀州藩では、この直後に治宝が死去し、慶福を擁立した「江戸派」水野忠央が藩政の実権を掌握し、治宝と結んだ「和歌山派」安藤の影響力が低下する。また、翌嘉永六年六月にペリーが来航すると、七月に水戸の斉昭が幕府の海防参与となる。慶勝は早速老中阿部正弘に書状^⑪を送り、海防だけでなく、「水戸前中納言殿」が絶えず登城して、阿部と内外伏藏なく「御示談」をされれば、幕府の「御輔翼」「諸侯の亀鑑」となり、「天下の人氣」を安んじることになると進言している。こうした事情が、五家の内願を結果的に挫折させることになつた。

おわりに

慶勝が、嘉永二年（一八四九）に襲封して以来、両家年寄の成瀬、

竹腰や、彼等の特に竹腰の影響下にある重役の解任と、慶勝支持の重役の就任は重要な課題であったが、藩主慶勝の意向は簡単には、通用しなかった。この中で慶勝は、水戸の斉昭、若年寄遠藤胤統、老中阿部正弘等との連携によって、事態を打開しようとした。両家年寄は、同じく家康により附属した御三家の五家と提携しながら、幕府要路との手筋によって、独立大名並の身分上昇を計るとともに、藩政での主導権を掌握しようとした。

嘉永六年、ペリー来航の直後に十二代將軍家慶が死去し、家定が十三代將軍となった。翌嘉永七年(安政元年)日米和親条約が結ばれ、安政四年(一八五七)には日米修好通商条約締結問題と將軍継嗣問題が起こる。將軍継嗣問題では、水戸の斉昭の七男で一橋家当主慶喜(二十才)を推す「一橋派」と、家定の従弟の紀州藩主慶福(十一才)を推す「南紀派」とが対立した。一橋派は、水戸斉昭、慶篤、老中阿部正弘、薩摩藩主島津斉彬、福井藩主松平慶永、近衛忠熙などで、慶勝は斉昭や阿部正弘との関係から一橋派に与した。南紀派は、紀州藩付家老の水野忠央、彦根藩主井伊直弼、老中松平忠固、関白九条尚忠等であった。一橋派と慶勝にとって大きな打撃であったのは、この年六月に老中首座の阿部正弘が死去したことである。尾張藩内では、阿部死去の三ヶ月後の九月に両家年寄の成瀬正住が四十五才で死去する。成瀬家は、二十二才の養子正肥が相続した。成瀬正肥は、丹波篠山六万石青山忠良の三男であった。藩主慶勝は、この年三十三才であり、年少で養子の成瀬正肥に対しては、慶勝の日記^⑦をみると最初から藩主と家臣としての関係をとっているように見える。他方、竹腰正富は、紀州の水野忠央や彦根藩主の井伊直弼との提携関係を取っていた。翌安政五年四月には井伊直弼

が大老となり、六月十九日に勅許のないまま日米修好通商条約に調印する。また井伊は、將軍継嗣に紀州藩主慶福を内定する。六月十八日公表予定であったが、条約調印との関係で延期される。慶勝日記^⑧によれば、六月二十二日に江戸城から帰った竹腰が条約調印済の書付を持参する。それを見た慶勝は「言語道断」として斉昭へ通達。二十三日に水戸から文通、二十四日供揃で水戸屋敷へ行き、斉昭と対話し、すぐに同道にて登城。「四半過」に着くが、老中達からは「御用多」として「七時頃迄」待たされる。その後、井伊、太田、間部、久世、松平紀伊、脇坂、松平和泉が出てくる。そこで、斉昭、慶勝等は、違勅の件と明日の將軍継嗣公表の延期を要求する。慶勝は「難行届、其内異勅之義ハ一言も無之」六時頃に帰ると記している。翌二十五日、幕府は慶勝等の要求を拒否し、將軍継嗣を慶福と公示。このため二十六日は諸大名惣出仕のところを慶勝は「不快不参」と記す。その九日後の七月五日夜分、急に市谷(尾張藩上屋敷)へ上使として丹羽左京大夫、同嫡子松平左京大夫(慶勝正室の実家)、松平肥後守(慶勝実弟、会津藩主松平容保)が来臨、竹腰が拝謁、内容は、慶勝の隠居、急度慎、戸山屋敷(下屋敷)へ移動。相続は実弟の高須藩主松平撰津守に決まったとのことである。同日、水戸斉昭は急度慎、松平慶永を隠居、急度慎、水戸慶篤、一橋慶喜は登城停止とされた。慶勝隠居後の十五代藩主は、実弟の茂徳が相続し、井伊直弼と結ぶ、竹腰正富が主導権を掌握することになる。

竹腰は、井伊に慶勝に尋問した内容^⑨や、水戸家老の武田修理との面話の件^⑩等の情報を送ると共に、「年来格別精勤」を理由に「一廉の御規模(家格向上)」を歎願^⑪する。また別通^⑫では、追々「同

列共より家格御引立」を歎願すると思うが、「一統」というのは簡単ではないので、竹腰正富の「年来出精勤」をもって、正富「一代限」でも「相應の格序」をいただきたいと歎願している。竹腰の井伊への接近は、藩内主導権の掌握と、「五家」の結束ではなく、出し抜いてでも、自家の家格向上を志向する強い姿勢を見ることができると。

万延元年の桜田門外の変による、井伊直弼の横死は、慶勝の運命と、この尾張藩体制をも大きく転換させることになる。その後については、別に明らかにしたいと思う。

注

- ① 小山譽城「御三家付家老の大名化志向」。
- ② 岸野俊彦「尾張藩社会の文化・情報・学問」（清文堂出版）第四章「落書と尾張藩政治」。
- ③ 「聿脩叢書」（名古屋市鶴舞中央図書館所蔵、名古屋市史資料）。
- ④ 徳川林政史研究所所蔵、旧蓬左文庫所蔵史料。
- ⑤ 「徳川慶恕手翰并来状留」（徳川林政史研究所所蔵、旧蓬左文庫史料）。
- ⑥ 「徳川慶恕手翰并来状留」（徳川林政史研究所所蔵、旧蓬左文庫史料）。
- ⑦ 「名家書翰集十」（名古屋市鶴舞中央図書館所蔵、名古屋市史資料）。
- ⑧ 「聿脩叢書」（名古屋市鶴舞中央図書館所蔵、名古屋市史資料）。
- ⑨ 「徳川慶恕手翰并来状留」（徳川林政史研究所所蔵、旧蓬左文庫史料）。
- ⑩ 「徳川慶恕手翰并来状留」（徳川林政史研究所所蔵、旧蓬左文庫史料）。
- ⑪ 「徳川慶恕手翰并来状留」（徳川林政史研究所所蔵、旧蓬左文庫史料）。
- ⑫ 「聿脩叢書」（名古屋市鶴舞中央図書館所蔵、名古屋市史資料）。
- ⑬ 「徳川慶恕手翰并来状留」（徳川林政史研究所所蔵、旧蓬左文庫史料）。
- ⑭ 「徳川慶恕手翰并来状留」（徳川林政史研究所所蔵、旧蓬左文庫史料）。
- ⑮ 「徳川慶恕手翰并来状留」（徳川林政史研究所所蔵、旧蓬左文庫史料）。
- ⑯ 「徳川慶恕手翰并来状留」（徳川林政史研究所所蔵、旧蓬左文庫史料）。
- ⑰ 「徳川慶恕安政四年日記」（徳川林政史研究所所蔵）。
- ⑱ 「徳川慶恕安政五年日記」（徳川林政史研究所所蔵）。
- ⑲ 「安政七年」五月十三日付井伊直弼「宛竹腰兵部少輔書状」（彦根藩井伊家文書）。
- ⑳ 「安政六年」八月八日付井伊直弼「宛竹腰兵部少輔書状」（彦根藩井伊家文書）。
- ㉑ 「安政六年」十一月付井伊直弼「宛竹腰兵部少輔書状」（彦根藩井伊家文書）。
- ㉒ 「安政六年」十一月付井伊直弼「宛竹腰兵部少輔書状」（彦根藩井伊家文書）。